

各 位

会社名 シャープ株式会社  
代表者名 取締役社長 奥田隆司  
(コード番号 6753)

### 経営改善対策の継続について

当社は、平成 25 年 5 月 30 日開催の取締役会において、下記のとおり、人件費削減に関する経営改善対策を継続することについて決定しましたのでお知らせいたします。労働組合との協議が必要な内容については、本日、労働組合に申し入れを行いましたので併せてお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 経営改善対策を継続する理由

シャープグループは業績回復に向け、平成 24 年 9 月 11 日付「経営改善対策の実施について」で公表したとおり、現在、管理職及び一般社員（組合員）の給与減額、賞与の見直し等、人件費の削減をしております。

今般、シャープグループを取り巻く厳しい経営環境に対応し、「再生と成長」に向けて財務体質の改善をより確かなものとするため、以下の対策を継続することといたしました。

#### 2. 経営改善対策継続の内容

##### (1) 管理職への対策

##### ① 給与減額

平成 24 年 10 月～平成 25 年 9 月の期間で実施中の 10%の減額を、「5%の減額」として継続  
実施期間：平成 25 年 10 月～平成 26 年 3 月

※平成 24 年 4 月～9 月に 5%の減額を実施しております。

##### ② 賞与の見直し

前年度対比で約 30%の削減を行った平成 24 年 6 月賞与支給に対し、平成 25 年 12 月賞与を半減して支給（平成 24 年 12 月賞与、及び平成 25 年 6 月賞与と同様）

##### ③ その他

労働組合に申し入れを行った諸手当・福利厚生等の対策継続の内、管理職も同じ基準が適用されている内容について、労使協議完了を前提として管理職にも継続実施  
実施期間：平成 25 年 10 月～平成 26 年 3 月

(2)一般社員（組合員）への対策（労働組合への申し入れ内容）

一般社員の給与、賞与についても管理職に準じた減額、見直しの実施、及び諸手当・各種福利厚生制度の休止・減額の継続につき、本日労働組合に対し申し入れを行いました。  
今後労働組合との協議が整い次第、実施いたします。

<主な申し入れ項目>

①給与減額

平成24年10月～平成25年9月の期間で実施中の7%の減額を、「2%の減額」として継続  
実施期間：平成25年10月～平成26年3月

※平成24年5月～9月に2%の減額を実施しております。

②賞与の見直し

業績連動方式にて決定した水準での平成24年6月賞与支給に対し、平成25年12月賞与を半減して支給（平成24年12月賞与、及び平成25年6月賞与と同様）

③その他

時間外等手当割増率の法定基準までの引き下げ、出張関連手当の引き下げ、福利厚生制度の休止等の対策の継続実施

実施期間：平成25年10月～平成26年3月

3. 今後の見通し

今回の対策の実施（労使協議事項については、申し入れ内容どおりで協議完了することが前提）により、平成26年3月期において約100億円の固定費削減を見込んでいます。

上記に伴う業績への影響につきましては、平成26年3月期通期連結業績予想に織り込んでおりません。

以 上